

保護者の皆様

武蔵野市長 松下 玲子

緊急事態宣言の指定解除に伴う認可保育施設の取扱いについて

日頃より本市の保育行政にご理解をいただき誠にありがとうございます。あわせて新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域の指定から東京都が解除されたことに伴い、本市の認可保育施設の臨時休園は5月31日(日)で終了いたします。なお、感染の拡大防止を徹底するため、6月1日(月)から6月30日(火)までの間を登園自粛期間といたします。保護者の皆様におかれましては、園児の安全確保と保育施設職員の感染リスクの軽減、感染拡大防止のため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 保育施設の状況と登園自粛期間について

保育施設では感染症対策に万全を期して、園内の消毒などを行っていますが、在園児全員が通常どおり登園した場合には、常に密の状態を避けることは難しく、家にいることに比べて感染リスクが高い環境となることが考えられます。

また、園児や職員に感染が判明または濃厚接触者と特定された場合などは、保育施設を一定期間休園することになり、他園での代替保育も困難なことから、保護者の方を含め多くの方々にご負担をおかけすることになります。

緊急事態宣言が解除され、多くの方は通常勤務に戻られるかと思いますが、保育時間は必要最小限とするようご協力をお願いします。また、できる限り密な状態を避け、感染リスクからお子様を守るためにも、登園自粛期間中、家庭での保育に対応可能な場合は、利用を控えていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休園及び登園自粛の期間が1か月を超えた場合であっても退所の扱いとはなりません。

2 在籍園からの状況確認と保育再開時のお願いについて

各園で、5月25日(月)から、園児の健康状態、保護者の勤務予定等の確認を、電話その他連絡ツールにより行っています。園からの連絡事項や保育体制等の準備の必要があるため、ご協力をお願いします。

また、登園に際しては、お子様の体調把握(朝夕の検温等)を行い、発熱等があった場合には必ず園にご連絡ください。休日などに発熱していた場合、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善されるまでは、登園を控えるようお願いいたします。(参考:厚生労働省発出 令和2年5月14日付け事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について(第二報)」)

3 臨時休園、登園自粛期間中の利用者負担額(保育料)について

5月及び6月の利用者負担額(保育料)は臨時休園及び登園自粛の日数に応じた額を計算し、原則、翌月以降の利用者負担額へ充当または還付する予定です。(4月分の取扱い(5月分への充当または還付)については対象者に通知をお送りしましたので、ご確認ください。)

※3月分の還付については詳細が決まり次第お知らせします。

※利用者負担額(保育料)が0円の方については、減額の対象とならないため、通知はお送りしません。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、日々の保育における散歩や夏季のプール、園行事の縮小や中止が見込まれます。保育現場の現状をご理解いただき、より一層のご協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。